

本日の登壇者は3人を予定しております。それでは、届け出順に発言を許します。13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） おはようございます。きょうは、私がトップバッターでございます。市民の声を生かす、市民の市政をモットーに頑張っております、今回は、私の横の堀江さんが、ひな壇の上位に座られまして、私が横にずれましたので、1つ若くなって13番になりました。13番議員の小宮教義でございます。私の持ち時間はわずか50分でございますので、よろしく願いをいたします。

今、世界で2つの国に異変が起きているようでございます。一つは、ロシア、これは、ウクライナ政府の混乱に乗じて、あのナイチンゲールが活躍したクリミア半島を実質的に占領して、そして、ロシアに編入をしております。これは、まさに暴挙以外の何ものでない。これは、国際法違反でございます。これが、まかり通るようであれば、国家としての位置づけができなくなるわけでございます。

そして、もう一つの国は中国でございます。今、中国は日本を抜いて第2の経済大国になっております。やがては、10年ほどするとアメリカを抜いて第1の経済大国になろうと言われております。

しかし、この中国、南シナ海では、ベトナム、そして、フィリピンなどと油田掘削の領土問題で争っております。

そして、先月の5月の24日、我が日本国の防空識別圏に中国の戦闘機2機が侵入をいたしました。そして、何と我が日本国の自衛隊機の30メートルまで近くに寄ったということでございます。これは、まさに常軌を逸した行動でございます。

このような2つの国に対して、国際社会でもっと厳しく対処をしていただきたいと思っております。

それと、我が日本でございますが、今、テレビや新聞でいつも上がるのは、集団的自衛権の行使の問題でございます。これは、憲法第9条にかかわる問題でございます。

政府は、これについて、現在の国際状況を見るといたし方ないというふうな考えでございますが、やはり、憲法の解釈変更、解釈改憲では、我が日本国の立憲主義に反する。やはり、ここは正當に国民による憲法改正をお願いをしたいと思います。

そして、今の安倍政権でございますが、今月の22日で国会が終わります。あと10日ほどしかございませんが、この中で閣議決定をするようでございます。この集団的自衛権の行使、これは、アメリカなどの国と一緒に戦争をするということでございます。やはり、この問題については、もっと時間をかけて議論をしていただきたいと思っております。そして、この判断が、子や孫に禍根を残さないように、国会議員の矜持に期したいと思います。

そして、我がこの対馬でございますが、隣の韓国で4月の16日に、大型客船の大惨事が発生

をしております。死亡者が300人以上、そして、いまだ行方不明の方が数十名おいででございます。特に、修学旅行中の高校2年生のたくさんの方が犠牲になりました。将来を夢見た若い人が亡くなりましたので、これに対しては衷心より御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

それと、もう一つ、対馬の件でございますが、対馬が中心となって取り組んでおります国境離島新法、これについては、地元選出の谷川代議士の御尽力により、法案提出へと大きく前進をしております。私も、市民の1人として、また、市民の代表として厚くお礼を申し上げる次第でございます。

では、さきに通告しておりました2点について、市政一般質問をさせていただきます。

その前に、いつも市民の声をいただいておりますが、今回も3名ほどの市民の声をいただいておりますので、読ませていただきます。

これについては、前回のときに市長のほうから私に対して、市のほうにも意見が来ておるんだという話でございましたので、どのような励ましの意見が来ているのかと思いますが、御披露いただければ参考になりますので、よろしく願いをいたします。

3名でございます。まず、1点でございますが、対馬の新病院はあと10カ月で完成をしますが、いづはら病院の60床程度のケアミックス型病院は、本当にできるのでしょうか。議会放送を見ていて、そう感じました。市長さんは、選挙公約で必ずできると言っていたので応援をさせていただきました。でも、今はとても不安ですというふうな声をいただいております。

この病院問題については、きのう大浦議員の一般質問がございました。それを、私なりにこのような声が挙がりましたので、整理をいたしましたので、ちょっと私の意見を述べさせていただきますが、きのうの大浦議員の一般質問では、市長のほうから、平成18年の特例措置の分について行うんだと。そして、外来診療所と入院ベッド60床程度を残し、市による公的病院ではなく、経営は市長がいつも協議をしてあるであろう地域医療振興協会とこれから協議をするというふうなお話でした。

ただ、市民の方に誤解を招いたらいけませんので申し上げますが、全くもってできないということ。それはなぜかということでございますが、平成18年の特例措置は、既存病院の再生に関するものです。対馬病院は、3病院全てこれは長崎県病院企業団の病院でございます。再生した後も、公的医療機関でなければなりません。先ほど申しましたように、既存の病院の再構築が課題でございます。残すとすれば、公的機関でしかできないわけでございます。そして、地方医療振興協会は、公的医療機関には当たりません。新たに解決しようとするれば、医療法7条1項の許可が必要ですが、7条2項によりその許可は出ません。法律でございます。

市長は、公的病院ではないと言っているのですが、もし市が開設者になり、指定管理制度を使えば、公的医療機関になりますが、しかし、特例措置からすると、医療の役割分担があり、不可能に近

いと言えます。

そして、私は、この跡地利用検討委員会の委員会に全て出席をさせていただきました。その中で、地域医療協会からおいでの中村さんの言われた言葉が非常に耳に残っております。このように言っておられました。対馬は一つの医療圏なんだと。問題とする基準ベッド数に関係なくできるのは企業団だけなんですよというふうな発言をされておられました。

病院については、病院企業団は、既にいつはら病院は残さないと明言をされておりますので、病院は、結果的には残らないという結論になるわけでございます。

以上が説明でございますが、市民の声があと2つほどあります。バタバタいきたいと思いますが、今度もまた市長さんは、いつはら病院跡地問題などでお疲れになり、投げやりになって市長をやめると言うのではないかと心配でたまりませんと。疲れる前に早くやめてください。体を壊したら何もなりませんというふうなお声もいただいております。

そして、3番目でございますが、これは、私に対しての声でございます。任期付職員採用問題で、自分が間違っていたらすぐに議員をやめると豪語していたが、本当にやめることがあなたでできますかというふうな、私に対しての声でございます。私も、そのとき申し上げましたように、市政にかかわる1人として、このような判断もできないようであれば、あしたからでもすぐにやめるということには変わりはありません。

では、2点の通告に沿っていたしますが、第1の観光客受け入れの交通体系について、これは、きのう大浦議員の一般質問がございました。私のものと重複いたしますので、これについては、壇上の答弁はなしにして、自席にて後で私のほうから質問させていただきたいと思っております。

2点目の市条例の役割について、市の条例は、対馬市の法律でございます。これを、勝手に解釈することはできません。以前採用された政策マネージャー、これについては、対馬市の指名業者、仲良しの指名業者であるということで、私も何回も一般質問いたしました。仲よしこよしは条例違反、これを何度も口にしたわけでございますが、この採用に関して、1項も2項もいまだかつて一緒だという、このような認識のもとでは市長の資格はないんじゃないかということでございます。この2点について、答弁を求めます。（発言する者あり）ごめん。1点だけで。2点目だけで、あとは1点目はやりますから。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小宮議員の御質問にお答えさせていただきます。条例の解釈が誤っておるのではないかと質問でございますが、この件につきましては、24年6月第2回の定例会を初めに幾度となく回答したところですが、いささかも誤った解釈をしているというふうには私自身は考えておりません。任期付職員の採用につきましては、条例に基づき任用を行っております。

辞職された政策マネージャーの採用については、前回は説明したとおり、前職において、総合計画、観光計画、地域活性化計画、それから、市民協働など、九州を中心に広くまちづくりに関するコンサルタント業務に携わり、長崎県の美しいまちづくりアドバイザーにも任命された経歴もあり、また、民間企業で培った経営感覚も持ち合わせており、現在の市職員の中からは得がたい識見並びに経験を有していると判断し、そのものの業務に対する取り組み方、指導力などの手腕、知識において卓越したものと判断をしたため、対馬市が直面する喫緊の課題に対応し、また、職員の企画・立案能力の向上、育成、指導のためにも必要な人材と判断をし、条例の2条の規定に基づき、期限付きで採用をしたところです。

何回目かの質疑の中で申しましたとおり、私が政策マネージャーを採用したのは、条例及び規則の規定に照らし合わせ、また、私の信念に基づき、対馬市に必要な人材を期待を込めて採用したので、いささかも誤った解釈をしているものではございません。

志の半ばで辞職された当人の気持ちはここでは言葉にあらわせませんが、今の対馬にとって必要な人材を逸したことは大変残念でなりませんし、この件で議員が納得していただけないことを、当人に対し心苦しく思っておるところであります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 2番目の仲良しこよしは条例違反でございますが、形どおりの答弁ですよ。間違いはないんだと、今までの判断の中では。

人間というのは、霊長類に属するわけですけども、霊長類というのは、人間とか猿を象徴するものですが、霊長類は学習能力があるんです。猿でも何でも覚えれば覚えませんが。ただ、人間と違うのは、反省をするということです。反省をし、それに自分の思考を加えることができるんです。これが、霊長類で猿と人間の違うところ、ここが一番肝心なところです。それが人間なんです。

これは、あとでまた2番目ですから、さきの1点目のやつからいきたいと思うんですが、これについては、大浦議員のほうから事細かく質問がありました。内容を絞ってお聞きしたいと思いますが、今、観光交流センターと申しますか、あそこの工事が入っておりますが、駐車場としては、今の幼稚園跡地を使うんだというお話はきのうお聞きいたしました。それで、基本的な考えなんですけれども、観光交流センターをつくるときに、ものをつくるんですから、人の流れがあります。車の流れもあります。基本的につくるときに、人、物の流れをどのように計画されたのか。あの建物をつくるときに、基本をつくるときに、そこが大きい最初の出発点なんです。それは、どのような基本的な計画をされたのか、そこをさきに1つお尋ねをいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） どのような協議が、その件について、事務方のほうがやっていったのか

の詳細を私は現時点において知り得ませんが、少なくとも、あの場所というのは、厳原地区にとって大切な中心部であります。その場所、また、長きにわたり家老屋敷の長屋門を残してほしいという市民の思いがずっとあって、しかし、民間の所有地でありましたし、民間の所有物でありましたので撤去されていくということで、厳原市民にとっては大変残念な思いになった場所です。

それと、後ろに控えております国指定史跡、3つの史跡のエントランス部としてのつくり込みというのは、平成8年の宗家墓所整備基本計画においてもきちんと方向性が出ている場所です。人が、あそこで厳原全体を博物館という、博物館ではなく、厳原市街地全体を博物館という位置づけを平成8年の整備計画ではされたと思っております。その博物館のガイダンスの意味も込めた施設のつくり込みをするべきだという方向性が出たはずでございまして、そういう意味において、人というのが、あの場所に多くの人が集ってきて、そして、そこからまた四方八方に広がっていくというふうな大事な結節点の場所だというふうな思いで、あその場所のつくり込みは職員もしてきたものと思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 私がお聞きしたのは、基本計画において、車の流れ、確かに人の流れの説明がありましたけども、ものをつくるときには、家もそうじゃないですか。家をつくるときには、まず車をどこに置くか、玄関口をどこにするかというのが基本的な計画です。そこで、先ほどお尋ねしたのは、車の、俗に言う駐車場です。これを当初の計画では、基本的にはどのようにされたのかということをお聞きしておるんです。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今おっしゃってあります駐車場というのがどの部分の駐車場のことを言っているのかは定かではありませんが、少なくとも現時点まで使っていただいていたのは、臨時的な処置としての駐車場で今までは、工事までは使っていただいていたというふうに解釈をしていただければと思います。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） いや、私が言わんとするのは、確かに臨時的には使っておったかもしれないが、この大きい建物を建てるときに、車の配置、駐車場を最初の、これは、都市再生整備事業ですから、22年から5年間かかってやっておるんです。繰り越しもしますけれども、その中で、基本的にこの建物を建てたときに、車をどのように配置するかと決めるのは、当然なんですよ。その基本的な位置はどのように設定をされたのかということなんですけど、わかりにくいですかね。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 質問の中で、その建物に対する、建った後の駐車場の考え方というふうには私では解釈できなかったものですから、今理解しました。

観光交流センターをつくった後の駐車場、そこに出入りする人たちの駐車場をどのように考えるのかというふうなことだと理解しましたが、それらにつきましては、ティアラの地下の駐車場も当然そこもあわせて使っていくことになろうと思いますし、狭隘な巖原市街地の中で、広大な駐車場を新たに作り込むというのは大変難しゅうございますので、今ある既存の駐車場等を利用しながら、また、巖原幼稚園の跡なんかを利用しながら、観光交流センター、ティアラ、そして、役所を含め、それらを有効に使っていくということになろうかと思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） さっき市長のほうから、交流センターができた後でというふうな話されました。交流センターをつくるときに、このような計画は練っていなければならないんです。でも、計画をお聞きすると、横のほうの対馬交流センターの地下の駐車場とほかの駐車場並びに幼稚園跡地の駐車場を基本的にはこの都市再生整備事業の中の位置として捉えておられたんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 交流センターができた後で計画するという意味ではなくて、交流センターができた暁の駐車場のことについては、このように考えていきたいというふうなことで、実際使い始めた、動き始めた段階における駐車場の絵を、今私は話したつもりでございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） ものをつくるときはやはり基本的なものが大事なんです。という事は、基本的なものができてないから、いろんな問題が発生するんです。

それで、幼稚園跡地を駐車場にするということですが、これは、都市再生整備事業の一環として駐車場というふうな位置づけがされておるんですか。

一番いいのは、バスの台数からすると、今の幼稚園跡地、ここに駐車場をつくるのが一番ベターなんです。台数がいっぱい入る。できれば、そうお願いをしたいんですが、いろいろな規定があつてできないということをお聞きしとるから今回ただしておるんですけども、では、先ほどの幼稚園の跡地の駐車場という目的のものは、当然のごとく、その土地再生整備事業の整備の一環として、あそこは提案事業でございますから、その提案事業の一環として行っているというふうに解釈してよろしいんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 幼稚園の解体については、提案事業の中で恐らくあれは掲載されている事業で物事をやっております。跡利用の問題については、大変微妙な問題がたくさんございます。

もう十分に小宮議員は御存じのとおり、文化財の包蔵地区でございますので、それらとの兼ね合いがあって、都市整備計画の中に明確にうたい込むということは、なかなか現時点においては難しゅうございますが、それらにつきましては、先日大浦議員の質問にもお答えさせていただきました形で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 駐車場として、あそこを都市再生整備事業の一環の事業としては取り組んでないということは私も確認しました。それはできないんですね、いろいろと事情がありましたから。結果的には、今の新しい観光交流センターには、対馬交通のバスが入ることになっております。観光バスは1台も入れないという以前の説明もございました。

問題は使う人なんですけれども、バスなんかを。今の対馬交流センターのほうから、こちらのほうにバス停が移りますが、市長はいつでも私の去年の12月の質問の中ではこう答えておりますが、そういうバス停を動かすことについては、つくっていくことが利用者への私どもの仕事だと思っております。つくることについて、私どもの仕事だということですが、ならば、この実際の使用者の声を聞く。バスを使用する人の声を聞くということも仕事の一環ではないんですか。

なぜかという、今の交流センターのバス停は非常に位置的にもいい。買い物などをして、するところもできる、すぐできる、乗れる。向こうに移ると、老人の方が抱えて移る作業もいるでしょう。でも、そういったたくさんの使用者の意見を聞く、そこを反映する。それを仕事に結びつけていくのが仕事じゃないですか。じゃあ使用者の意見を聞かれました、何か。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このバスのロータリーのつくり込みについては何度となくこの場でもお話をさせていただきましたが、バスロータリー、確かに利用者の問題も去ることながら、ロータリーをあそこにつくり込むことによって、まちのにぎわいをつくり込んでいこうじゃないかと。そして、今は、北へ行く方たちは、交流センターから下りていってすぐに乗れる状況です。しかし、巖原から南に走るバスについては、向こうの交差点を横断歩道を渡って、向こう側のバス停に移らなくてはいけない。また、露天のバス停、吹きさらしのバス停という状況があります。それらを解消していくことと、まちのにぎわいをつくっていくことというのがすごく大切なんじゃないか。そして、もう小宮議員は既に御存じだと思いますけども、あの交流センターがいろいろ計画される段階において、以前バスセンターがあつた場所にあったわけですが、その中でロータリーというものがなくなってから、やはりバスセンターのロータリー部分というのが、あの敷地内に入らないかという検討もされた経緯も十分にわかってあろうかと思えます。

そういう意味において、バスが南北に走っていける1カ所の場所をつくり込むことが、まちのにぎわいをつくるということに、その当時から皆さんの意見は一致してたものというふうを感じ

ております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 実際に使われる方の意見は聞いてないということですよ。自分の考えで物事決めたということですよ。

それと、ちょっと疑念するのは、この決定の仕方ですけれども、これについては、観光物産協会が中心となって、あそこの運営をするわけですが、そのプロジェクトチームが立ち上げております。3回会議をしておるんですが、その中の資料を私も手にしまして持っておるわけですが、この資料には観光バスが4台とまることになっています。そして、3回会議があつて、結果的には結論が出なかった。しかし、その中において、6月の17か18ぐらいです。市長のほうで協議を重ねたときに、ここはバス停にするんだということを決められております。

市長がよく言うように、対馬市市民基本条例がございます。そこには、市民の義務として、そういう反映をさせるために努力しなさいという項目があるが、これに対して、市民の声は生かされてないんじゃないですか。市民が決めたというならいいけども、あなたが勝手に決めたんじゃないんですか。花火打ち上げ大会と一緒に、どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私は、今の6月とおっしゃいましたか、その協議というのが、観光交流センターという箱物の協議だけに終わっていると。交通政策とか、そういう視点が欠落をしているのではないんですかと。受ける、確かに、その建物の管理委託を受けることになるであろう社団法人の観光物産協会が入って協議されるのはもう当然でございます。しかし、片や、公共事業として物事をやっていく中で、交通政策をその中に加味して組み立てていくことが同じ設備投資をするならば、市民にとって幸せにつながることはないかという意見は当然言わせていただきました。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 先ほど計画の中で、横の駐車場関係を使うという地下のですね、ございましたが、当然、横に交流センターございますし、ショッピングセンターもございます。地下の駐車場など使うということであれば、事前に交流センターの関係の方、こちらのほうと協議を重ねるのが絶対必要条件でございますが、その協議は重ねてない。協議が1回だけございました。これは、工事が入札が終わって着工が決まったその後、5月の中ほどでしたか、このようにしようと思っているけどもということでも会議がございました。

そこでいろいろな意見がございましたが、なぜ今なのかと。基本計画を立てるときに、もっと協議をしなければいけなかったんじゃないかと。今度の交流センターには物産も入ります。いろいろな民間にも支障が出てきます。その辺を詰めを基本的にして、そしてやるべきじゃなかった



のかと。あとで報告ということでございました。結果的には、先ほどのバス停の使用者と一緒に、まず市民の声が入ってない基本的な計画であったと言っても過言ではないと思います。

時間がございませんけども、この駐車場の幼稚園の跡地の問題、これは、きのうの大浦議員の話では、あそこを史跡等活用専用駐車場というふうにすると。そして、期限付きにという話をされましたが、非常に難しい駐車場の名称でございますが、これはどのような駐車場で、期限付きにというのはいつからいつまでなのか。10年なのか20年なのか、どうなんでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小宮議員は十分に調べ上げてありますので、小宮議員にあえて言う必要はありませんが、市民の皆さんに言わなくてはいけないのは、あの場所が国指定史跡地内ですので、さまざまなことをやるに当たっては、さまざまな国からの制限がまずあるということは大前提です。そして、ただし周辺に多くの駐車場関係が存在をしない場合には、例外的にその史跡地内において駐車場を設けることができるんだというふうなことも例外規定できちんと書いてあります。それらのことを僕らは使いながら、あの枡形部分において駐車場を設置をしていくと。ただし、そのことは、文化庁との申請だ何だという手続が要りますので、先ほどおっしゃられました整備計画、国交省絡みの整備計画の中にはまだ出していないというふうなことで御理解をいただければと思います。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 臨時的な駐車場ということですよ。これは、たしかこの7月から来年の3月まで9カ月の間です。これに対して文化庁長官は許可を与えています。なぜかという、今までとまっておった空き地のバスが、一時的に向こうに行きたいんだという申請があったから、それについては期限を切って来年の3月31日で終わります。では、その後はどうするんですか、駐車場は。

先ほど言われた駐車場がない場合はできるというけれども、しかし、それは、いろんな条件がございます。活用専用駐車場というのは、5つの大きいクリアがあります。これを全て満たさなければならぬ。まず、第一が広い土地であるということです。言われるように、広い土地であってが第一です。そして、5つございますが、この2番目に、適正な保全管理計画及び整備活動計画が作成をされているということです。これは、非常に専門家の意見も入れて、聞くところによると2年、3年かかるそうです。これも難しい。5つの項目全て満たさなきゃいけませんよ。そして、一番難しいのはここにあるんです。5項目のところ、文化財保護法に基づき、形状変更の許可が可能な範囲内であるということです。やたらに駐車場つくれないんです。その条件として、こうなっておるんです。事前に発掘調査等を実施し、地下に重要な遺構等が存在しないことを確認をしたということです。あそこは、枡形遺構、遺跡がございます。まだ調べておりませ

ん。あすこを全部調べた後、初めてこの5番目の存在しないことを確認するという作業になるわけです。それと、あわせて先ほど申しました保全計画の分のものができなければ——が作成されているということが条件なんです。とてもできるもんじゃない。ということは、来年3月、4月1日から駐車場はどうなるんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 駐車場につきましては、久田道の背後地をまずもって用意はしているわけです。もっと利便をよくするために、私どもはあの場所に、また、博物館を上にもデジタルセンター跡地のあそこに用意をした場合の使い方としての駐車場ということの位置づけをしたいと思っておりますし、なおかつ金石城、それから、宗家墓所、そして、清水山城、これらの史跡へのいざなっていくための駐車場というのは当然必要です。平成8年3月につくられた宗家墓所等基本整備計画においても、計画概要の中でこの部分については、幼稚園を撤去後、駐車場を計画していくんだというふうなことは専門家で話し合いをされて出されているところであります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 平成8年作成した分は、確かに駐車場になっています。しかし、この駐車場というのは、保全と管理をする最小限の駐車場なんです。面積もわずかしかがございません。保全と管理をするための最小限の駐車場であって、観光バスなどは入れないんです。そういうふうになっておるんですから、だから、わずかしかのっていません。

そして、この史跡等活用専用駐車場というのは最小限の駐車場なんです。見解としては、観光バスというふうな大きいものは、まずこの史跡等活用駐車場の中には入らないというふうな見解がございます。それで一番懸念するのは、先ほど申しました5項目の中で満たさない2項目がございます。これは満たせないんです。管理計画及び整備活動計画書の作成は、長く時間がかかる、周囲は全部やっつけていかなきゃいけない。まずこれは二、三年はかかるんです。それと、5項目のこの史跡が地下にないのを確認しなさいということですから、これも1年、2年じゃできませんよ、あそこを発掘調査をするのは、結果的には、来年の4月1日付からあそこは使えない。あそこが一番駐車場がいいんですけど、そうなりはしませんか、常識的な考えとして、常識を覆すのが市長でしょうけども、どうぞ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私の常識を覆す質問をされるのが小宮議員だと思っておりますが、確かに冒頭言いましたように、さまざまな制約があるのは、もうそれは史跡指定を受けた段階、もしくは、平成4年、5年のときにあの話が出てきた段階で、既にわかっていたことです。しかし、そこには、いろんな手続の中で物事のクリアすることができるんだから、それに向かってやっていくのが僕らの仕事じゃないかと思っておりますし、対馬、厳原地区においては、狭隘な土地でござい

ますので、あの場所を全て文化財の考えてある方向性の中で制約を受けると、市民生活に制約を受けるということは、平成4、5年の段階において、皆さんが感じて、その意見は文化庁にも言ってきた結果でございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 当初の計画はそうやったかもしれませんが、私も物事を決めるときには、考えるときには、まず許可を出すのは文化庁です。この遺構はどうなのかということをもまず確認しなければいけない。こういう範囲でここまではいいんだというふうな物事の流れでなかったら、まずは成就しません。私も、この件については、文化庁の記念物課とも話しました。向こうが言うのは、平成16年に文化庁に作成した史跡等の整備の手引き、これによると、史跡の中での駐車場は一切認めないと。そして、日本全国的にもそういう例はないというふうな見解もいただいております。そして、先ほどの5つの問題がなければ認めないと言っておるんですから、文化庁に確認されたんですか、その辺のところは、どうなんですか。どうしようもないね。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小宮議員のあれは、ただし書きというのとか、なお書きというのをよく抜けてから質問をされますが、ただしという部分での例外規定等は、それは認めているということで、まして平成8年3月にでき上がった基本計画の中には、九大の先生はじめ、文化庁の方々が入ってこれはつくられたものであります。そういう方向性の中で、私どもは、このことについてはきちんと折衝をしていかないといけないと思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） では、来年の4月1日付からの駐車場ができないときには浜のほうに移すわけですね。そして、この博物館の計画がありますが、これ見ていただきたいんですが、この計画では、この交流センターに全ての交通機関が入ることになっています。そして、今の幼稚園のところは、導入散策区域になっています。これが基本的な計画なんです。それで、今の幼稚園駐車場は法律的にはできない。もしできるとすれば、それは一番好ましいことだけできない。もしできないときはどうされるんですか。市民との約束があるんでしょう。いいですよ。もう時間がない。そのときはやめてもらわんといかんですけど。

それと、対馬市の政策マネージャーの件なんですけど、私も口すっぱく言いますが、こんなばかげたことはないです。条例でははっきりとうたってあるんですから、1項、2項、もうはっきりしなさいということであらうとあってあるんです。それが、今だっ一緒だという、こういうくだらんことじゃ行政は任されませんよ。

そして、悲しいかな、副市長2人おるけれども、私もどうかということでお聞きしましたが、2人そろって市長の今までの言われた見解ですという答えです。1条と2項は別々なんです。そ

れでも一緒だという。昔の言葉にございますが、「けんごん」という言葉がございます。諫めることを言うということです。これは、昔、殿様が間違っただけをしたら、命を張って食いとめる、諫めるという言葉なんです。そのぐらいのことは副市長2人もおるんだから、誰が見ても間違ってます。諫めにやどうするんですか。きのう洲上議員も言っておったけども、市長にものを言う人間はいないのかと、そういう状態です。本当に2人の副市長が1条も2項も一緒だと言うならば人間失格です。寂しい話じゃないですか。「けんごん」が必要ですよ。それがなければどうしようもないじゃないですか。寂しい話ですけど。何か言いなさい。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 人間失格とまで言われた副市長ですが、その前に一言だけお伝えします。「けんごん」ではなくて、「かんげん」の間違いでございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 「けんごん」も「かんげん」も一緒みたいなもんです。条例にもいろいろあるんですけども……

○議長（堀江 政武君） 13番議員、時間が来ましたので、質問があれば簡単明瞭にまとめてお願いします。

○議員（13番 小宮 教義君） はい、わかりました。まとめて5分ぐらい話しましょう、そんなら。

○議長（堀江 政武君） 5分はちょっと長いので。

○議員（13番 小宮 教義君） この政策マネージャーの件は、私の考えは間違っておるんじゃないかなと思って、県にも公開質問状を出しました。県に、県の地方課がこう答えています。いいですか。これはどうしようもないですね。（「時間時間」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。県の条例を読む限り、政策マネージャーは2条1項に当たるんだということを言っているんです。（「もう時間時間」と呼ぶ者あり）そういうことで、常識を外れた市政をするならば、1条2項もわからんようであれば、日本国憲法の9条の1項も2項も一緒だということであれば、これは、どうしようもない。そのようなことでは市政は任されない。よって、早くやめるように再度促します。

以上。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今回の県の見解のお話がありました。また、大事な部分を抜かしていただいておりますが、最終的には、任命権者の判断によることであるというふうなことの一文も明確にあることを私はつけ加えます。

○議員（13番 小宮 教義君） どうしようもない。早くやめるように。

以上です。

○議長（堀江 政武君） これで、小宮教義君の質問は終わりました。

-----

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は11時5分からとします。

午前10時53分休憩

-----

午前11時04分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） 皆様、改めまして、こんにちは。波田政和でございます。このたび齋藤久光議員を代表とし、小宮教義議員、小島徳重議員、そして、私を含め4名で新会派、会派つしまを結成しました。今後は、この4名で力を合わせ、行政へのチェック機能を十分に発揮し、議会活動に努めてまいりたい所存でございますので、今後ともよろしくお願いたします。

また、市議会におかれましては、新旧議長の交代もあり、今後におかれましては、お2人の御活躍に期待し、質問に入らせていただきます。

まず、1点目でございますが、私、今回通告しておりましたとおり、昨年9月に開催されました定例議会におきまして、本市における外国人観光客の受け入れ体制の整備について、市長へお尋ねし、その際、外国人観光客の受け入れについて、市長の考え方とか方向性をお聞きし、はや1年が経過しようとしておるわけですが、その間、本市において、外国人観光客の受け入れ体制の問題について、具体的にどのような展望を持ち、どのような対策や検討がなされてきたのか。また、今後の課題や取り組みについて、どのようなお考えをお持ちなのか、今回は、前回よりさらに掘り下げ議論を交わしたいと思うわけであります。

市長は、昨年9月の定例議会の折に、私の質問に対し答弁の中で、島の生き残りに観光産業なくしては市民の活力の維持が難しく、国際的なまちを、まちづくりを目指していくとお話がありました。また、外国人観光客の受け入れについては、島内南北に若干の温度差があるのではと、このようなお話もあっておりました。

このように、外国人観光客の受け入れに対し、市長の前向きな答弁からも前回より一歩進んだ受け入れ対策などがとられていると推察するところでございますが、よろしければ、具体的にどのような対策がとられているのか、また、どのような方向性で今後外国人観光客の誘致に取り組んでいかれるお考えなど踏まえ、お話をお聞かせください。

2点目でございますが、対馬市が開催・運営する各種イベントのあり方であります。年間を通じて対馬市ではさまざまなイベントが催しされています。しかしながら、イベントが重複する場合、